

雇用と年金の接続の動きについて

背景:公的年金の支給開始年齢が、平成25年度以降段階的に60歳から65歳へ引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう雇用と年金の接続を図ることは、官民共通の課題

【国家公務員】

- ◎定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出
(平成23年9月30日・人事院)

・国家公務員制度改革基本法の規定を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から平成37年度に向けて、定年を段階的に65歳まで引き上げる

【民間】

- ◎今後の高年齢者雇用対策について
(平成24年1月6日、労働政策審議会建議)

希望者全員の65歳までの雇用確保措置について
・直ちに法定定年年齢を65歳に引き上げることは困難
・現行の継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みを廃止することが適当

◎「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」

(平成24年3月23日 国家公務員制度改革推進本部決定・行政改革実行本部決定)

- ・雇用と年金の接続は再任用による(定年延長によらない)
- ・フルタイム再任用を希望する者について、フルタイム採用するものとする
- ・その他(組織活力維持方策など)

高年齢者雇用安定法改正法案提出

(平成24年通常国会)

⇒平成24年8月29日可決・成立

◎「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定)

- 定年退職する職員が再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は、年金支給開始年齢に達するまで、当該職員をフルタイム又は短時間で再任用。
- 再任用希望者が分限免職事由に該当する場合、上記は適用しない。
- 職員全体のモチベーションの維持向上と意欲・能力のある人材の最大限活用の観点から、能力・実績に基づく信賞必罰の人事管理を徹底。
- 年金支給開始年齢の段階的な引上げ時期ごとに、公務の運営状況や民間の状況を勘案し、人事院の意見の申出を踏まえつつ、段階的な定年の引上げも含め雇用と年金の接続の在り方について改めて検討※
- 地方公務員の雇用と年金の接続については、各地方公共団体において、本決定の趣旨を踏まえ、能力・実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請。

※【参考】雇用と年金の接続のための措置の検討

平成26年4月に成立した「国家公務員法等の一部を改正する法律」附則第42条では、「政府は、平成二十八年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用の状況、民間企業における高年齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他の事情を勘案し、…定年の段階的な引上げ、…再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとする。」と規定されている。

地方公務員の雇用と年金の接続

《「地方公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月29日・総務副大臣通知)》

►現行の地方公務員法に基づく再任用制度を活用して、雇用と年金の接続を図るよう、地方公共団体へ以下のことを要請。

- 定年退職する職員が再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は、年金支給開始年齢に達するまで、当該職員をフルタイムで再任用。ただし、職員の年齢別構成の適正化を図る観点から(=新規採用を確保したい等)フルタイム再任用が困難であると認められる場合、又は当該職員の個別の事情(=短時間希望等)を踏まえて必要があると認められる場合には、短時間での再任用が可能。
- 再任用希望者が分限免職事由※に該当する場合、上記は適用しないこと。
 - 〔※職員が次のいずれかに該当するときは、その意に反して免職又は降任することが可能。
 - ・勤務実績が良くない場合
 - ・心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合など〕
- 公正かつ客観的な人事評価システム等を活用し、また、これが未整備の地方公共団体については、その構築に早急に取り組み、能力・実績に基づく人事管理の推進を図られたいこと。
- 現行の再任用制度に関して、未だ条例を制定していない団体においては速やかに制定を図られたいこと。

【参考】今後の地方公務員の雇用と年金接続の在り方

再任用の実施状況を検証し、国家公務員に係る検討に合わせて、改めて検討することとしている。

《都道府県、政令指定都市及び市区町村における再任用の状況》

	平成25年度 (1,789団体)	平成26年度※1 (1,788団体)	平成27年度※2 (1,788団体)
再任用実施団体数	638団体	1,166団体	1,199団体
再任用職員数(新規)	19,887人	28,132人	28,481人
フルタイム	5,799人	13,845人	14,722人
短時間	14,088人	14,287人	13,759人
再任用に関する条例の 制定団体数(制定率)	1,638団体 (91.6%)	1,770団体 (99.0%)	1,770団体 (99.0%)

※1:平成26年度より、雇用と年金の接続としての再任用(=年金支給開始年齢引上げに伴い、再任用を希望した者を定年退職日の翌日に再任用すること)が必要となった。

※2:平成27年度は、平成27年4月1日時点の状況であり、今後増加の可能性がある。

平成25年度と27年度で比べると、再任用実施団体数が約1.9倍、フルタイム再任用職員数が約2.5倍にそれぞれ増加し、条例の未制定団体は全体の1%程度まで減少していることから、多くの地方公共団体では、雇用と年金の接続が図られているものと考えられる。

市※、特別区、町村における再任用条例の制定状況(平成27年3月31日現在)

【※政令指定都市を除く。】

区分	団体数 (a)	制定数(b)	制定率 (b)/(a)	未制定団体	
				未制定数 (a)-(b)	団体名
北海道	178	176	98.9%	2	鹿追町、陸別町
青森県	40	40	100.0%	0	
岩手県	33	33	100.0%	0	
宮城县	34	34	100.0%	0	
秋田県	25	25	100.0%	0	
山形県	35	35	100.0%	0	
福島県	59	59	100.0%	0	
茨城県	44	44	100.0%	0	
栃木県	25	25	100.0%	0	
群馬県	35	35	100.0%	0	
埼玉県	62	62	100.0%	0	
千葉県	53	53	100.0%	0	
東京都	62	62	100.0%	0	
神奈川県	30	30	100.0%	0	
新潟県	29	29	100.0%	0	
富山县	15	15	100.0%	0	
石川県	19	19	100.0%	0	
福井県	17	17	100.0%	0	
山梨県	27	27	100.0%	0	
長野県	77	77	100.0%	0	
岐阜県	42	42	100.0%	0	
静岡県	33	33	100.0%	0	
愛知県	53	53	100.0%	0	
三重県	29	29	100.0%	0	
滋賀県	19	19	100.0%	0	
京都府	25	24	96.0%	1	井手町
大阪府	41	41	100.0%	0	
兵庫県	40	40	100.0%	0	
奈良県	39	39	100.0%	0	
和歌山县	30	29	96.7%	1	田辺市
鳥取県	19	19	100.0%	0	
島根県	19	19	100.0%	0	
岡山县	26	26	100.0%	0	
広島県	22	22	100.0%	0	
山口県	19	19	100.0%	0	
徳島県	24	24	100.0%	0	
香川県	17	17	100.0%	0	
愛媛県	20	20	100.0%	0	
高知県	34	34	100.0%	0	
福岡県	58	58	100.0%	0	
佐賀県	20	20	100.0%	0	
長崎県	21	19	90.5%	2	壱岐市、小值賀町
熊本県	44	43	97.7%	1	あさぎり町
大分県	18	18	100.0%	0	
宮崎県	26	26	100.0%	0	
鹿児島県	43	43	100.0%	0	
沖縄県	41	30	73.2%	11	宮古島市、南城市、今帰仁村、恩納村、金武町、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、多良間村
合計	1,721	1,703	99.0%	18	

※:都道府県及び政令指定都市は、条例の制定率が100%となっている。